



納税通知書を送ります

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成27年度の国民健康保険税(国保税)と町民税の納税通知書(納付書)を6月中旬に送ります。納付書が届きましたら、期限内に納付をお願いします。

国保税は世帯主に課税されます

国保税は、国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定し、課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されます。

変更届は14日以内に

世帯の中で社会保険への加入・脱退などがあつたときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に

所得証明書・課税証明書の発行

平成27年度(平成26年中の所得)の所得証明書・課税証明書などの証明書は6月1日(月)から発行します。ことし1月2日以降に本町に転入した人の平成27年度の各種証明書は、ことし1月1日現在に住んでいた市区町村が発行します。

健康・保険課または西部支所に届けてください。

所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は前年の所得をもとに計算されます。所得の申告をしていない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、必ず申告してください。

※平成26年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入であった人でも申告は必要です。

町民税はことし1月1日現在の住所地から課税されます

町民税は、ことし1月1日現在、本町に住所がある人に課税されます。1月2日以降に本町に転入した人は、ことし1月1日に住んでいた市区町村から納付書が届きます。

会社などに勤めている人で、町民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。



自宅で介護をしているご家族へ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

日常生活で重度の要介護状態にある人を自宅で常に介護している家族の精神的、経済的負担を減らすため、介護用品購入費を助成します。

■対象要件 要介護3・4・5と認定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められる人

※入院中・施設入所中、ショートステイ利用中の購入は、対象外です。

■対象用品 紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシヤンブー、清拭剤

■助成額 月額6,250円(限度) ※助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月から支給対象となります。

■助成対象者 対象要件にある人を自宅で介護している家族



しない・させない不法投棄

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

ごみ収集場所や道路、山林、空き地などへの家電製品やタイヤなどの廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。景観を損ねるのはもちろん、悪臭や水質・土壌の汚染、災害に発展する危険性があります。

■不法投棄を未然に防ぐためには 廃棄物の不法投棄は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます(法人の場合は3億円以下の罰金)。

柵・看板の設置や雑木・雑草の刈り込みなど監視の目が行き届いていないと意識させることも大切です。そのためには土地の所有者や管理者、自治会などの協力が欠かせません。看板は町でもお渡しします。

■不法投棄をなくすためには モラルやマナー、ルールを守り、ポイ捨てや不法投棄を絶対にしない、させないことが重要です。不法投棄は絶対にやめましょう。

雨水浸透柵・雨水タンクの設置費用の一部を補助します

都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水浸透柵の設置費を補助しています。上水道の節水と地下水量保全のため、雨水タンクの設置費も補助しています。

雨水浸透柵設置費補助金

■交付対象者

- 町内の住宅などに任意で雨水浸透柵を設置する土地所有者が使用者
- 雨水浸透柵が設置された新築住宅を購入した住宅購入者

■補助額 1基当たり1万6千円(上限4基6万4千円)

■交付対象となる雨水浸透柵

- 雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれば交付対象外)
- 雨水浸透柵標準布設構造図に適合すること

■注意事項

- 交付を受けるには、設置前に(雨水浸透柵が設置された新築住宅を購入した住宅購入者は購入後すぐに)申請手続きが必要です。
- 補助金の交付は、予算の範囲内で行います。



雨水タンク設置費補助金

■交付対象者

- 町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人

■交付対象となる雨水タンク

- 有効貯水量が50%以上のもの
- おおむね5年間以上の使用に耐えられる構造と材質のもの
- 散水などを行う機能があるもの
- 未使用であること
- 当該年度内に購入した雨水タンクであること

※住宅用家屋1棟につき1基まで。

■補助額

- 有効貯水量200%未満 (上限)2万4千円
 - 有効貯水量200%以上 (上限)3万5千円
- ※購入額の2分の1の額が右の金額に満たない場合は、その額から千円未満の端数を切り捨てた額です。

■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

4月から介護保険料(65歳以上)が変わりました

3年ごとに見直すことになっている介護保険料(65歳以上)は今年度が見直しの年です。基準額をもとに、所得などに応じて決まります。

■基準額(年額) 本町で介護保険給付にかかる費用×65歳以上の人の負担分(22%)÷本町の65歳以上の人数

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

■65歳以上の人の介護保険料(平成27年度～平成29年度)

段階	対象者	保険料率	年額(月額)
1	本人が生活保護を受給している	基準額×0.45	30,780円(2,565円)
2	本人が市町村民税非課税 世帯全員が市町村民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3			80万円を超え120万円以下
4			120万円を超える
5	本人が市町村民税課税 世帯の誰かに市町村民税課税者がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
6			80万円を超え
7			120万円未満
8			120万円以上190万円未満
9			190万円以上290万円未満
10			290万円以上400万円未満
11	本人が市町村民税課税	本人の前年の合計所得金額が	400万円以上700万円未満
11	700万円以上		

